

令和6年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年1月10日 水曜日 午後3時01分から午後3時45分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	7番	山下 一郎	
	2番	佐伯 守	8番	中川 勝彦	
	4番	石原 文義	10番	岡田 浩司	
	5番	安藤 幹雄	13番	米澤 誠一	
	6番	矢田 考志	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司	
	8番	戸野 悦宏			

4 遅刻委員 (1名) (推委12番 上田 陽介)

5 欠席委員 (4名) (農委3番 前田 繁昌、農委9番 小谷 恵、
農委11番 入江 栄、農委12番 荒松 将志)

6 議事録署名委員の決定 (13番 米澤 誠一、14番 遠藤 幸子)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第6号 令和6年度農作業標準労働賃金の協定について

8 報告事項

(1) 公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

(3) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊剛史
主 幹	坂田真寛
主 任	西川 援
事務補助員	山根江利子

11 会議の概要

事務局 それでは只今から、1月の定例農業委員会のほうを始めたいと思います。議長の御挨拶をよろしくお願いします。

議長 失礼します。

年頭ですので、新年明けましておめでとうございますって言わないけんですけど、御存じのように、とんでもない元旦から事件が続いて、事件っちゅうですか続いてまして、なんて言いようがないですけど、特に、あと何とっていいですかね、今後、農業委員会なり自分らとしても、どういう支援なりを送っていいのかなっていうのも、いろいろ悩んでおる次第です。

そうは言いましても、定例農業委員会に当たりまして、それはそれとして、いろんな問題を抱えておりますので、今年度もよろしく御協議、御協力のほどをお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

議長 失礼します。座らせてもらいます。

それでは3番の議事録署名人の決定ですけど、今日は欠席等ありまして、13番委員さんと、14番委員さんをお願いしたいと思います。

それからですね、欠席届が出ております。農業委員の3番委員さん、12番委員さん、9番委員さん。それから11番委員さん。

それから、推進委員12番さんは遅れるとの連絡があります。

従いまして、現在の農業委員の出席数は11名ですので、過半数を超えてるっちゅうことで、今日の委員会が成り立つことを宣言いたします。

反対になりましたけど、その議事録署名人は先ほどのあれで、よろしく願いします。

議長 それでは、事務局のほうから会務報告をお願いしたいと思います。質問があれば挙手をお願いします。

事務局

【会務報告】

- (12月 8日) ・定例農業委員会について。
- (12月14日) ・農業委員会特別研修会について。
- (12月15日) ・所有者不明農地制度研修会について。
- (12月19日) ・農業経営改善計画認定審査会・新規就農関係事業に係る審査会について。
- (12月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (12月26日) ・大山町農業再生協議会幹事会について。
- (12月27日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (1月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。

(推委12番委員、15時11分着席)

議長 会務報告がありましたけど、何か質問がありましたら挙手をお願いします。
(農委7番委員、挙手)

どうぞ、農委7番委員さん。

農委7番委員 7番です。

質問っていうか、また後で回答はいいんですけど、その他っていうか会が終わってからもいいんですけども、15日にあった所有者不明農地制度研修会ということですけども、具体的にどういった、大まかなところでいいですので教えていただけたらと思います。

議長 事務局。

事務局 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、終わりましたから概要につきまして報告をさせていただきたいと思います。

議長 その他、ありませんでしょうか。

無いようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の御説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

番号1、〇〇〇、畑1筆、2, 317㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。番号2、同じく〇〇〇、畑1筆、197㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。現地確認をしておりますので、農委5番委員さんからの報告をお願いします。

農委5番委員 失礼します。現地確認、今朝4人で確認してまいりました。

まず1の〇〇〇〇〇〇△△△△-△の確認ですけども、これは道路べりで、台形の形の畑でした。畑の周りも管理されていまして、畑として使用できる状態でした。

次2番で、〇〇〇〇〇〇〇△△△-△の畑で、この土地も草などの管理が、周りの管理もされている畑でした。畑として使える状態でした。

私は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、次に入りたいと思います。

何か、御質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員許可っていうことです。

挙手多数により、許可することに決定します。

議長 続きますして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号1についてです。

11月の議案で農振除外の意見照会を受けて承認されていた案件で、申請内容については2ページ記載のとおり、一般住宅を計画したものになります。

◎◎保育所の十字路を山陰道の方へ向かって、だいたい650mほど上がっていった場所になります。

農地区分としては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地になるので、第一種農地になります。住宅への転用ですので、「集落に接続しており、事業実施可能な代替地も検討した結果、申請地でなければ目的が達成できない」ということが認められる必要がある農地になります。

集落接続についての整理ですけれども、申請地と集落との間に農地が存在していますが、それも含めて1つの〇〇集落となっており、また既存の家屋である実家に隣接して計画をされています。

次に代替地についての整理です。現在、申請者は父親が所有する実家、申請地の隣接にある家ですけれども、そこに、父、母、自分、妻、子4人と同居されています。子どもの成長に伴い同居では手狭になるため、別の場所へ住宅の新築をしたいということで検討されました。

ご両親が高齢ということもあり、実家に近い場所という条件で複数の代替地を検討されましたが、結果として実家に隣接する本申請地を選定されました。

申請地はL字型の農地ですけれども、4ページを御覧ください。地積測量図のとおり必要なスペースを分筆して、①の部分に住宅を建てる計画となっています。配置図は5ページ、立面図は6ページに載せていますのでご確認ください。

土地利用計画図および排水計画図については、7ページをご覧ください。

住宅の周りは真砂土で整地されますが、駐車スペースの車が乗る部分のみ、浮島のようにコンクリ施工がされます。コンクリ部分の雨水については、周りの真砂土に流し地下浸透をさせる計画となっています。

車は3台分を想定してしまして、前面の県道からは隣接する実家の敷地を通して出入りをされます。

次に、建物の排水についてです。建物からの雨水については、実家の雨水枡

へ接続をされます。また、下水についても実家の下水枡へ接続されるという計画でして、水道課とも協議済みとなっています。

その他、添付書類として、利用可能な住宅ローンの審査結果、隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないというふうに判断しております。

説明については以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地確認をしておりますので、農委13番委員さん、報告をお願いいたします。

農委13番委員 今日午前中、農委5番さん、農委4番さん、私と事務局、4人で現地確認に参りました。

行ってみますと、この図面のように境界もきちんとコンクリできちんと管理されておりました。

それから雨水の問題ですが、母屋に近いので、直に雨水は母屋のほうの中に持っていくと。それから下水道のほうについても、母屋のほうに近いですので、持っていくということで、あと全体で雨水についても、地下浸透という形で、きちんと管理されておりますので、問題ないじゃないかという確認をしてまいりましたので御審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

この議案について、何か御質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ってということで、挙手多数により承認することに決定いたします。

議長

続きまして議案第3号、非農地証明について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号1番になります。申請人、土地の表示や面積等は8ページに記載のとおりとなっています。

こちら、11月の議案で農振除外の意見照会を受けて承認されていた案件となりますけれども、分筆登記が完了したということで、地番と面積が確定した数字になっています。

また位置につきましては、9ページに位置図を載せています。

〇〇の工業団地から約1.5キロ、大山のほうへ上がって行った場所になります。

今回の非農地証明願に至った経緯について、改めて説明をさせていただきます。

申出者の御両親が、昭和52年頃、農地に隣接する、〇〇△△△△に住宅を

新築し生活されていましたが、御両親も亡くなりまして、平成20年頃からは空き家になっていました。

土地を相続された申請者が、管理のみをしていましたが、境港市に住んでいるため、管理が難しくなってきたために、売却を検討していました。

土地家屋調査士に境界の確認を依頼したところ、農地に宅地の一部が入っていることが分かったということで、このたびの非農地証明願がありました。

現況ですけれども、母屋の一部と垣根が成長して、母屋の屋根くらいある木が茂っているような状態となっています。

説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

現地確認をされてますので、農委13番委員さん、よろしくお願ひします。

農委.13番委員 現場のほうに行ってみますと、周りが全部芝畑でございまして、ここにある図面の中に黒く塗った部分については、斜面でありまして、そこに防風垣として、風をあたらないようにと、それからずらないようにということで、植えてある木がございまして、防風垣という形でございまして、農地利用としては全く使えんもんですので、あくまでもこれは除外してもいいんじゃないかなと思っておりますので、農地としては不適切だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

何か質問がございましたら、挙手をお願いします。

では、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員ですので、挙手多数により承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい。以上説明がありましたけど、これについて何か質問等ありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、それでは14番と、それから番号28から32を除きまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおり決定されました。

議長

では続きましては、番号14番の推委11番委員さん。(議事参与の制限の為)退室をお願いしたい。

(推委11番委員、退室)

それでは番号14につきまして、質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員挙手ってことです。

(推委11番委員、入室)

続きまして、農委14番委員さん。(議事参与の制限の為)席を外していただきたい。

(農委14番委員、退室)

それでは番号の28から30につきまして、何か質問等がありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員です。許可されました。

(農委14番委員、入室)

議長

それでは続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

何かこれにつきまして、質問がありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数つちゅうことにより、原案どおり決定いたします。

事務局
議長
事務局
議長

議長。

はい。

議事参与で推委9番委員を除いて。

失礼しました。番号46から49につきまして、推委9番委員さんが制限になってますので、もう1回。

すみません。御迷惑しますけど再度決議させていただきます。

(推委9番委員、退室)

番号の46から49番を除いて、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

それでは番号46から49について、何か質疑、質問のある方は挙手をお願いします。

無いようですので、46から49の議案につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり、挙手多数により承認することに決定いたします。

(推委9番委員、入室)

議長

続きまして、議案第6号、農作業標準労働賃金の協定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、令和6年度農作業標準労働賃金の協定について。このことについて、別紙協定表(案)のとおり協定してよいか審議を求めます。

協定案審議の経過ということで、昨年12月8日に農政部会による審議を行っております。

25ページの右側の、令和6年度農作業標準労働賃金協定表の案でございますが、協定額、税込みでございますが、上段括弧は令和5年度の金額となります。

一般労務につきまして、令和6年度、950円に値上げをすると。900円を950円に値上げをすると。

それ以外の協定額につきましては、据え置きということで農政部会のほうで協議をした結果、そういうことでございます。

協議の概要につきましてですけれども、まず一般労務につきましては、鳥取県の最低賃金が、対前年比105.4%、上がっておりまして、その上がった率に応じまして900円を950円にするということでもあります。

それ以外の協定額につきましては、物価高騰の折ではございますが、小規模農家の状況を考えますと、なかなか上げられないということで据え置きが妥当

ではないかということで協議をしたところでございます。

それから1点ですけれども、薬剤散布につきまして、すみません、失礼しました。協定表の案に薬剤散布、1, 100円と記載しておりますが、申し訳ありません。議案の訂正をお願いしたいと思っておりますが、こちらのほうはナイアガラ散布ということで、現在、ほとんど見受けられないということで、廃止をしたらどうかということで、部会のほうで協議したところですが、今回の議案に私がちょっと削除し忘れておまして、載せておりますが、この薬剤散布、1, 100円のナイアガラ散布につきましては、令和6年度は廃止をするということで提案をさせていただきたいと思っております。

それに関連しまして、薬剤散布、現在ブームスプレーやドローンの利用も増えてきているということで、これにつきましては、来年度に向けて検討を行っていくということとして、部会のほうでは協議をしたところでございます。

従いまして、令和6年度の協定表の案につきましては、一般労務を950円とすると。それから、薬剤散布、1, 100円、ナイアガラ散布は廃止すると。それ以外は据え置きにするということでございます。

審議のほど、よろしく願いいたします

議長

はい。今、説明がありましたですけど、このことについて何か質問がございましたら挙手をお願いします

(推委11番委員、挙手)

はい、どうぞ。

推委11番委員

すみません。推進委員11番でございます。

ちょっと教えていただきたいんですけども、作業名が項目としてずっと載ってますけども、この作業名を、例えば作業を増やす、減る分は先ほどありましたけども、こういった項目を入れてほしいというのがあればですね、それは、事務局のほうに言えばよろしいのでしょうか。

具体的に何がっていうのはちょっと持ち合わせておりませんが。

議長

一応、事務局としては、そういう形で報告していただければ、出してもらおうということです。

事務局

はい。

議長

その他。

では無いようですので、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、6番目の報告事項ですけど、これにつきましては、見ておいてください。

続きまして、賃貸借の解約等につきましても、見ておいてください。

事務局 6番目の報告事項につきまして、事務局、よろしくお願ひします。
議長 ありません。
失礼しました。事務局は無いようですので、その他に入らせてもらいます。

議長 次の定例会の日程につきましてですけど、来月2月につきましては、2月9日、金曜日の午後3時から、中山農村環境改善センター、ここで行いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。
よろしくお願ひします。
2番目の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、説明をお願ひします。

事務局 【その他】
・「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について。

議長 ありがとうございます。ということで、改めて申し合わせ決議を採択としていきたいと思ひます。
それでは、続きましてその他で、何か特にありましたら、挙手をお願ひします。
無いようですので、それでは、令和6年度1月の大山町定例農業委員会を閉会といたします。
ありがとうございます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 米澤 誠一

議事録署名委員 遠藤 幸子

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。